

- 本資料は、運用説明資料（R7.3版）において、建築・建設事業者（第2種木材関連事業者に該当）に特にご確認いただきたい箇所に黄色マーカー・赤枠、コメントを付したものです。
- ※第1種事業と第2種事業の双方の事業を行っている場合には、第1種木材関連事業者に該当しますので、【第1】のみ記載されているページも併せてご確認ください。
- ※本資料の黄色マーカー等がない元のバージョンの掲載場所（URL）は、最終ページに記載しています。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 （クリーンウッド法）の改正について

2ページ以降について、各ページの右上に対象事業者に関する記号を記載しています。各記号の説明は下記のとおりです。

第1	：第1種木材関連事業者（第1種事業者）
----	---------------------

第2	：第2種木材関連事業者（第2種事業者）
----	---------------------

素	：素材生産販売事業者
---	------------

全	：全ての事業者（第1種及び第2種事業者並びに素材生産販売事業者）
---	----------------------------------

令和7年3月

林野庁木材利用課

黄色マーカー・赤枠、コメント：国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室加筆

目次

I.	クリーンウッド法をめぐる状況		2~7
II.	改正クリーンウッド法の概要		8
III.	法の対象(物品・事業者)		9~19
	対象物品の考え方		9~10
	義務対象となる事業者の考え方① (素材生産販売事業者、木材関連事業者)		11
	義務対象となる事業者の考え方② (第1種事業者)		12
	義務対象となる事業者の考え方 具体例		13~19
IV.	法に基づく義務及び努力義務		20~57
	木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容		20
1.	木材関連事業者及び素材生産販売事業者の義務内容		21~51
	木材等の譲受け等に係る義務内容		21
	(1)原材料情報の収集・整理		22~24
	(2)合法性の確認		25~26
	(3)記録の作成・保存		27~31
	(4)情報の伝達		32~39

IV.	法に基づく義務及び努力義務(続き)		20~57
1.	木材関連事業者及び素材生産販売事業者の義務内容(続き)		21~51
	建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者の取扱い		40
	第1種事業者であっても義務が課されない場合		41~42
	(5)素材生産販売事業者の情報提供		43~45
	(6)第一種木材関連事業者の定期報告		46~50
	(7)罰則規定等		51
2.	木材関連事業者の努力義務		52~54
3.	合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル		55~57
V.	木材関連事業者の登録制度		58~60
	取り組むべき措置と要件の関係		58
	登録種別の考え方		59
	登録事業者の年度報告		60
VI.	改正法の施行日に係る考え方		61~63
VII.	クリーンウッドシステム、クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先		64~65

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17(2005)年	グレンイーグルズサミット(英国)	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18(2006)年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20(2008)年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法(平成20年) (欧) EU木材規則(平成25年) (豪) 違法伐採禁止法(平成26年)
平成28(2016)年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立	
令和4(2022)年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合(タイ)	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
令和5(2023)年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	

法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）

- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度（第20条）

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲り渡す事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

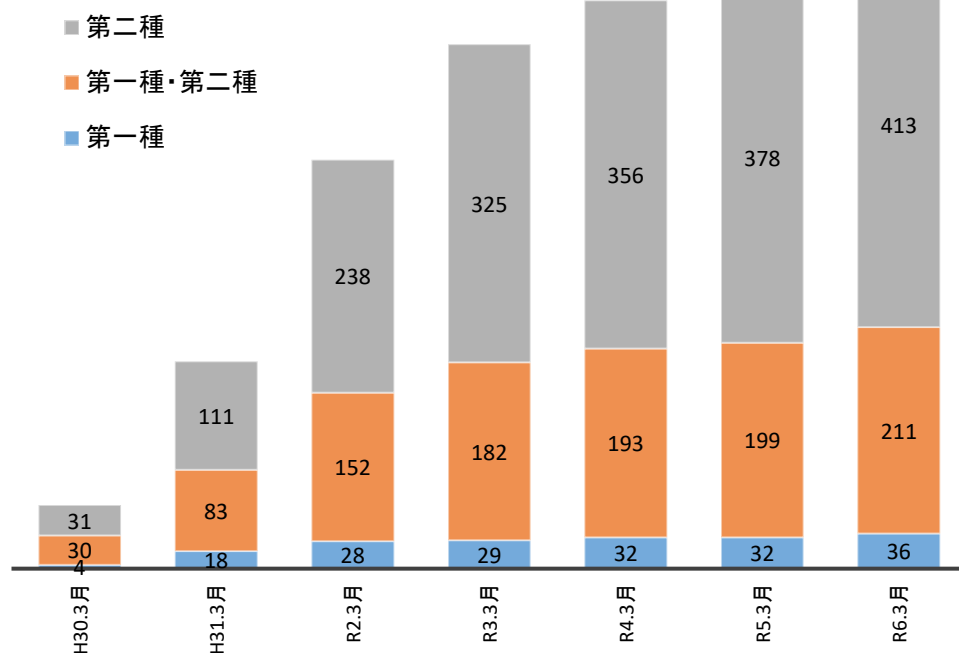
(1) 登録木材関連事業者の登録件数は、約660件(令和6年3月末現在)

(2) 登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第1種で98%、第2種で92%について合法性が確認された木材を取り扱っており(令和4年度)、合法伐採木材を積極的に取り扱う傾向

登録木材関連事業者の登録件数の推移

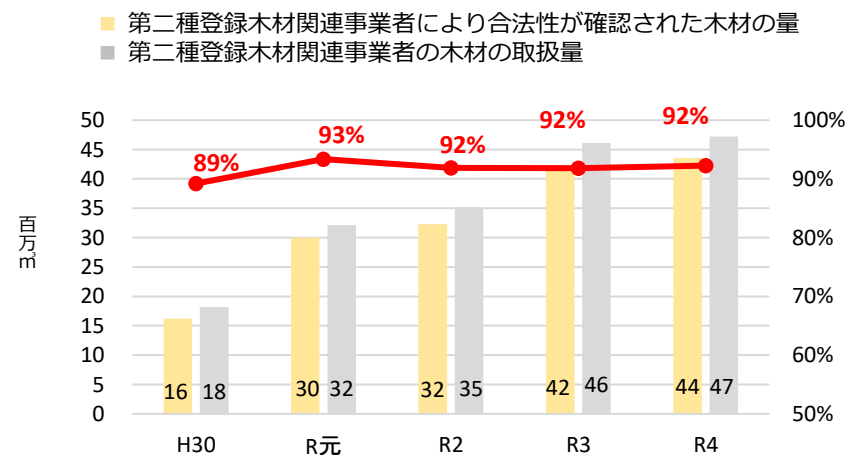
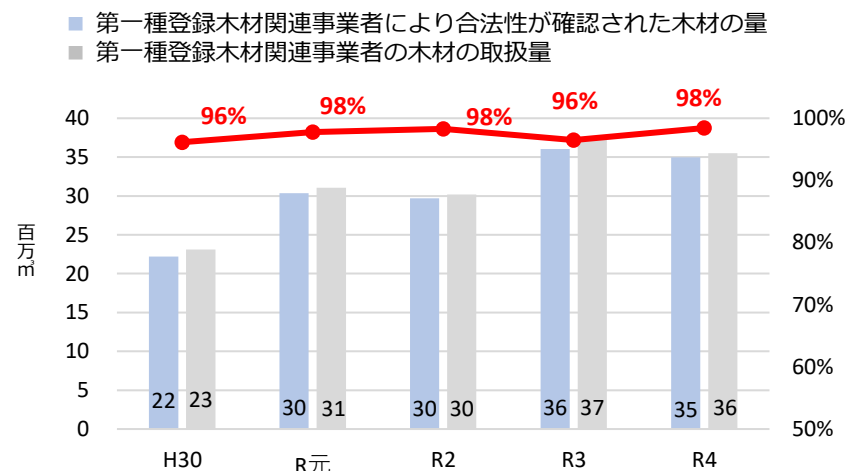
【令和6年3月末現在】

- 第1種のみ登録：36件
- 第1種・第2種の登録：211件
- 第2種のみ登録：413件
- 合計：660件



出典：林野庁業務資料

登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合



- (1) デュー・デリジェンス(DD)とは、自らの事業等が要因となって生じる負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (2) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)やリスクの低い木材の利用等が重要
- (3) DDの実施は、経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与

デュー・デリジェンス (DD)

- ・ リスク管理の取組のひとつ
- ・ 自らの事業等が要因となって生じるリスクを特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- ・ 経済活動のグローバル化が進む中、事業者が原材料の原産地の環境や人権等に対して適切に配慮することが求められるようになったことに伴い、様々な分野で取組が拡大

違法伐採対策におけるDD

違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)及び違法伐採リスクの低い木材の利用等を実施

実施

経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与

実施しない

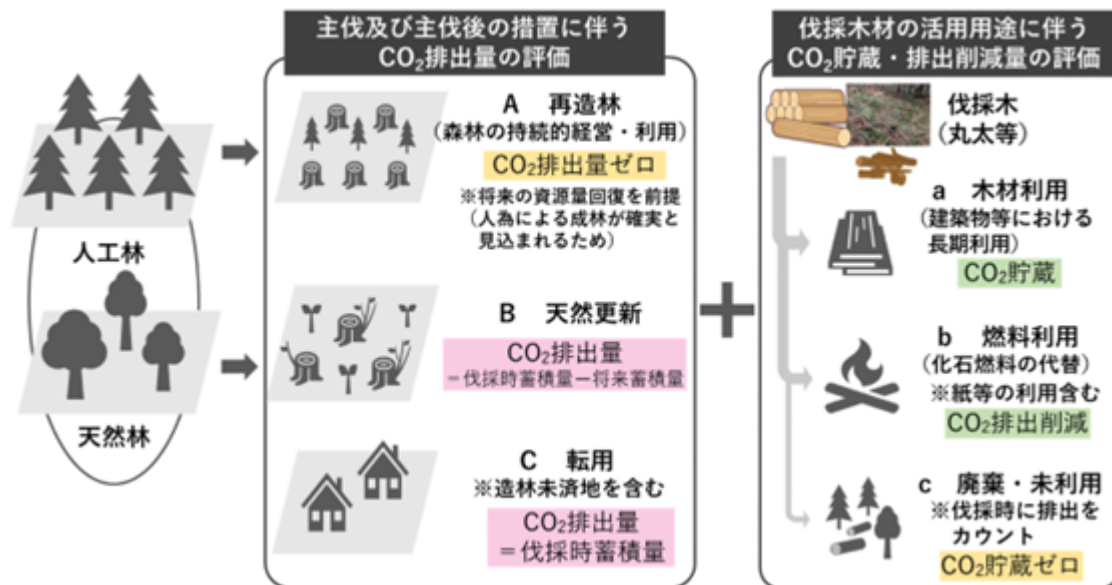
違法伐採木材を利用してしまい、取引先や投資企業、需要者等の社会的信用を失うおそれ

- (1) 世界的に、気候変動対応や生物多様性等の環境を考慮するESG投資の流れが加速
- (2) 米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。国内では、これまでほとんど事例はなかったが、環境貢献への効果を追い風にして、森林等への投資期待の高まり
- (3) 農林漁業法人等投資育成制度による投資対象の林業分野への拡大、改正地球温暖化対策推進法による森林保全等を投資対象に含む官民ファンドの設立など、森林等に対する投資環境整備が推進
- (4) 令和4年6月には、「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」により、「カーボンニュートラルの実現等に資する森林等への投資に係るガイドライン 中間とりまとめ」が示され、その中で、「カーボンニュートラルへの貢献度」や「生物多様性確保へのインパクト」等についての簡便な評価手法を提示

□ 森林等への投資プロジェクトの評価手法

(1) カーボンニュートラルへの貢献度評価

①主伐及び主伐後の措置に伴うCO₂排出量の評価、②伐採木材の活用用途に伴うCO₂貯蔵・排出削減量の評価を個別又は合算して総合的に評価。



(2) 生物多様性保全等への貢献度評価

森林・林業基本計画で定める「森林の有する公益的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」の施策の方向に合致しているかどうかを定性的に確認。

- ① 森林の公益的機能の維持・発揮に直接つながる事項
 - ・ 主伐箇所以外を含む投資プロジェクト全体の適切な森林施策の実施
 - ・ 森林認証制度の取得状況等
 - ・ クリーンウッド法の登録や合法伐採木材等の取扱い など
- ② 森林・林業・木材産業に関する投資プロジェクトの特性を踏まえた事業の安定性確保の確認に資する事項
 - ・ 森林経営計画の作成
 - ・ 造林の省力化・低コスト化
 - ・ 労働安全衛生や労働環境改善
 - ・ 地域貢献 など

- [illegible]

2:このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

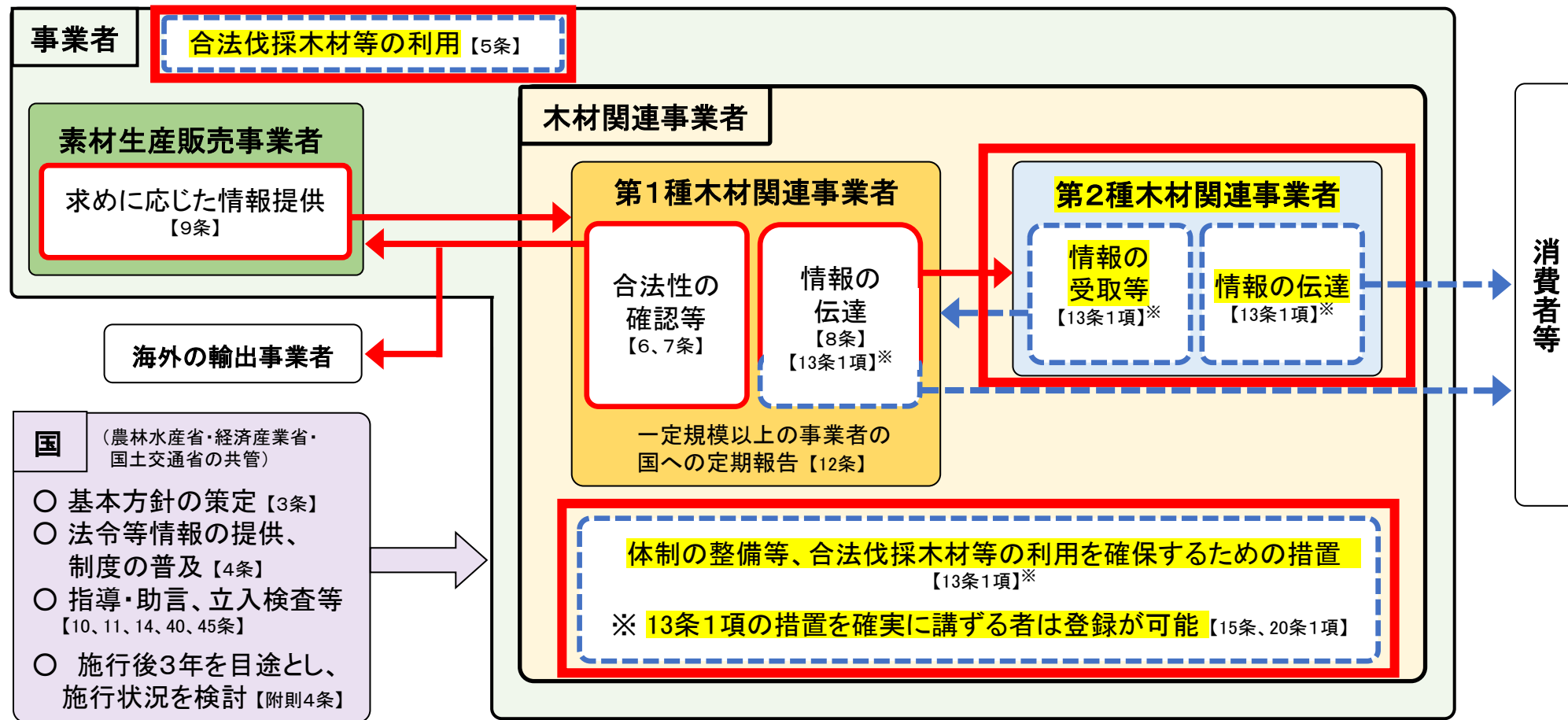
改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

全

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務(必ず行わなければならない事項) → : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



- (1) 木材と家具・紙等の物品が対象物品であり、これらの総称が「木材等」
- (2) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (3) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品（赤字は改正部分）

木材	家具・紙等の物品
基本方針 一の2	施行規則 第2条
(1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む (2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む (3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB) (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む (5) のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む	1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 8 1～7の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

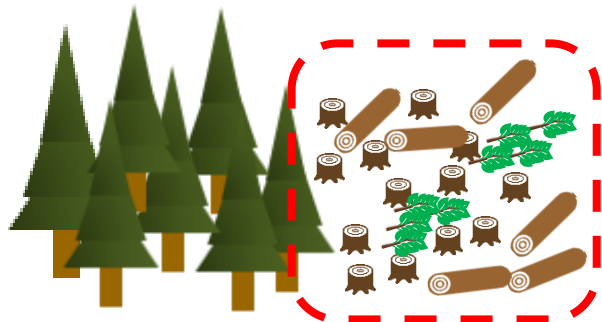
2. 家具の考え方

✓建築・建設事業者が取り扱う木材等は、上記の黄色マーカーに該当するものに限られます。

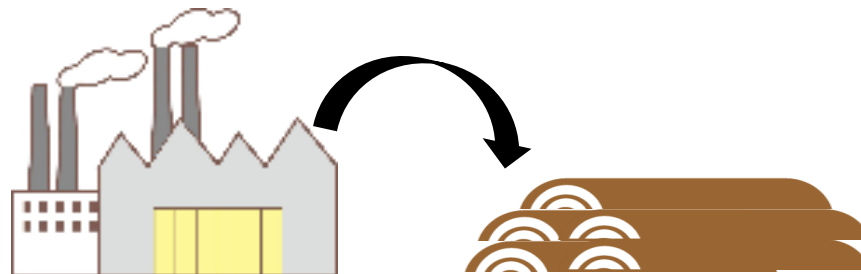
- (1) 主たる部材に木材を使用したもの
 - ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）
 - (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材 等）
- ※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等）

- 改正法においては、以下も法の対象物品に含まれる
 - ① 譲り渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
 - ② ①が原料である木材等
- ただし、産業廃棄物に該当するものは対象物品とはならない

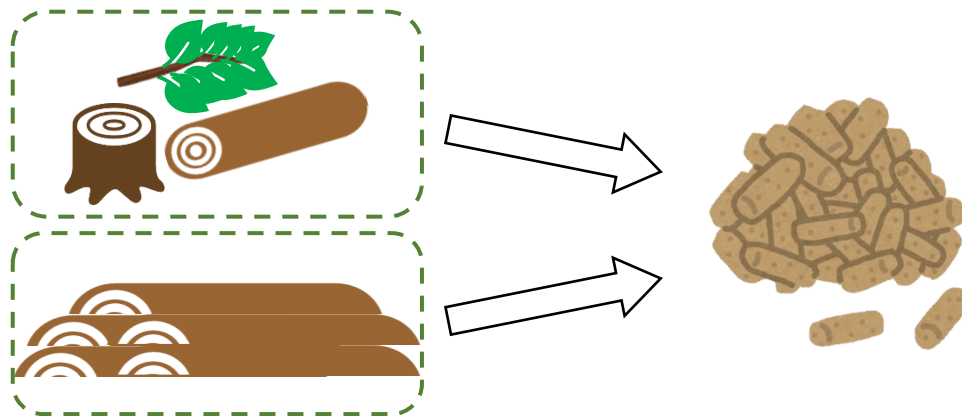
【例 1】 林地残材



【例 2】 背板等の製材端材



【例 3】 林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット



これらの物品を他の事業者へ譲り渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

義務対象となる事業者の考え方①（素材生産販売事業者、木材関連事業者）

○ 義務対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者

- ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
- ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

※ 伐採のみを行う事業者は、伐採木の売却等の判断を行わないため該当しない

※ 日本の法人格を持たない海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

（１）所有する樹木について、譲渡し先等を自ら決定する樹木の所有者

① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う自伐林家

② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）は自ら行う樹木の所有者

（２）樹木の所有者から、当該樹木の譲渡し先等の決定を委ねられた事業者

・ 伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した素材生産事業者等

2. 木材関連事業者

木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当

※ 木材等を自家消費する事業者は譲渡しを行わないため、基本的に木材関連事業者には該当しない

例外として、木材等の譲渡しを行わない建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者も木材関連事業者に該当する

※ 加工や物流のみを担う事業者は、譲渡し先等の決定権をもたないため、木材関連事業者には該当しない

（１）第１種木材関連事業者（以下、「第１種事業者」）

素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者（詳細後述）

（２）第２種木材関連事業者（以下、「第２種事業者」）

第１種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者

✓製材工場等から木材等を購入する建築・建設事業者は、第２種事業者に該当します。

✓建築・建設事業者であっても、素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を直接譲受ける場合は、第１種事業者に該当します。

- 第1種事業者は国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者
 - ① 丸太の販売の受託について、第1種事業者の範囲を変更
【改正前】市場のみ ⇒ 【改正後】市場以外の流通事業者も含む
 - ② 所有権の移転を伴わない販売受託も含まれる
 - ③ 無償の譲渡しもクリーンウッド法に該当する

1. 国産材を取り扱う事業者

- （1）素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者
 - ① 伐採事業者から丸太を購入する製材工場
 - ② 原木市場
 - ③ 原木を購入して輸出する事業者
- （2）素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者
 - ① 原木市場
 - ② 原木流通事業者
- （3）自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者
 - ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者（伐採の直営、委託を問わない）

2. 輸入材を取り扱う事業者

- （1）木材・木材製品の輸入を行う事業者（※）
 - ① 輸入商社
 - ② 代行輸入事業者
 - ③ 自ら輸入を行う合板工場等

※原則、インボイスや船荷証券に記載されている荷受人が輸入を行う事業者として第1種事業者該当

義務対象の考え方 国産材の場合

全

(1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者

(2) 第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	自伐タイプ	樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合	自伐林家、 立木買いの素材生産事業者		原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等
②	伐採・販売請負タイプ	樹木の所有者が、同一の事業者へ伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、 立木購入者	伐採～販売まで 一環で請負う 事業者	原木市場、 流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、 流通事業者、 建築事業者等
③	自社林所有工場タイプ	樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合	自社林を有する製材工場等				製材工場、 流通事業者、 建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（伐採・加工のみ委託のケース）

全

- (1) 木材等の譲渡しを行う者が、素材生産販売事業者や木材関連事業者該当
- (2) 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、法の対象外

：素材生産販売事業者
（情報提供の応諾義務の対象）

：第1種事業者
（合法性の確認等の義務の対象）

：第2種事業者

：その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素 材 生 産 販 売 事 業 者 に な り 得 る 者		第 1 種 事 業 者 に な り 得 る 者		第 2 種 事 業 者
			樹 木 の 所 有 者	伐 採 者	流 通 ・ 販 売 者	加 工 者	
④	伐採請負タイプ	・ 樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
⑤	貫加エタイプ	・ 樹木の所有者が、加工のみを委託し、販売は自ら行う場合					

義務対象の考え方 国産材の場合（森林組合のケース）

全

- (1) 伐採～素材の販売まで請負い、原木市場等に譲り渡す場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 共販所（原木市場）を営んでおり、伐採～当該共販所での素材販売まで請負う場合は、素材生産販売事業者と第1種事業者の両方に該当
- (3) 製材設備を有しており、伐採～素材の加工・販売まで請負う場合は、第1種事業者に該当

 : 森林組合
 : 素材生産販売事業者
 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者
 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	作業班タイプ	樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者	委託 → 伐採～販売まで一貫で請負う森林組合	→ 原木市場、流通事業者、県森連	→ 製材工場等	→ 製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	共販所経営タイプ	樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から販売まで委託し、当該森林組合が自ら営む共販所で販売する場合	森林所有者、立木購入者	委託 → 伐採～共販所での販売まで請負う森林組合	→ 作業班 → 共販所	→ 製材工場等	→ 製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	加工施設経営タイプ	樹木の所有者が、同一の森林組合に伐採から素材の加工・販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者	加工・販売委託 → 加工まで行う森林組合	→ 製材工場等	→ 製材工場等	→ 製材工場、流通事業者、建築事業者等

義務対象の考え方 国産材の場合（素材生産事業者のケース）

全

(1) 立木の購入又は伐採の委託を受け、かつ素材の販売を行う場合は、素材生産販売事業者に該当

(2) 委託されて伐採のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、CW法の対象外

: 素材生産事業者
 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者	
①	立木購入タイプ	素材生産事業者等が、立木を購入し（樹木の所有者となり）、素材の販売まで行う場合	立木買いの素材生産事業者			製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
					原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	
②	伐採・販売請負タイプ	樹木の所有者が、同一の事業者で伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一貫で請負う素材生産事業者		製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
			委託		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	
③	伐採請負タイプ	樹木の所有者が伐採のみ委託し、販売は自ら行う又は他の事業者へ委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採のみ請負う素材生産事業者		製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等
			伐採委託		原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場等	

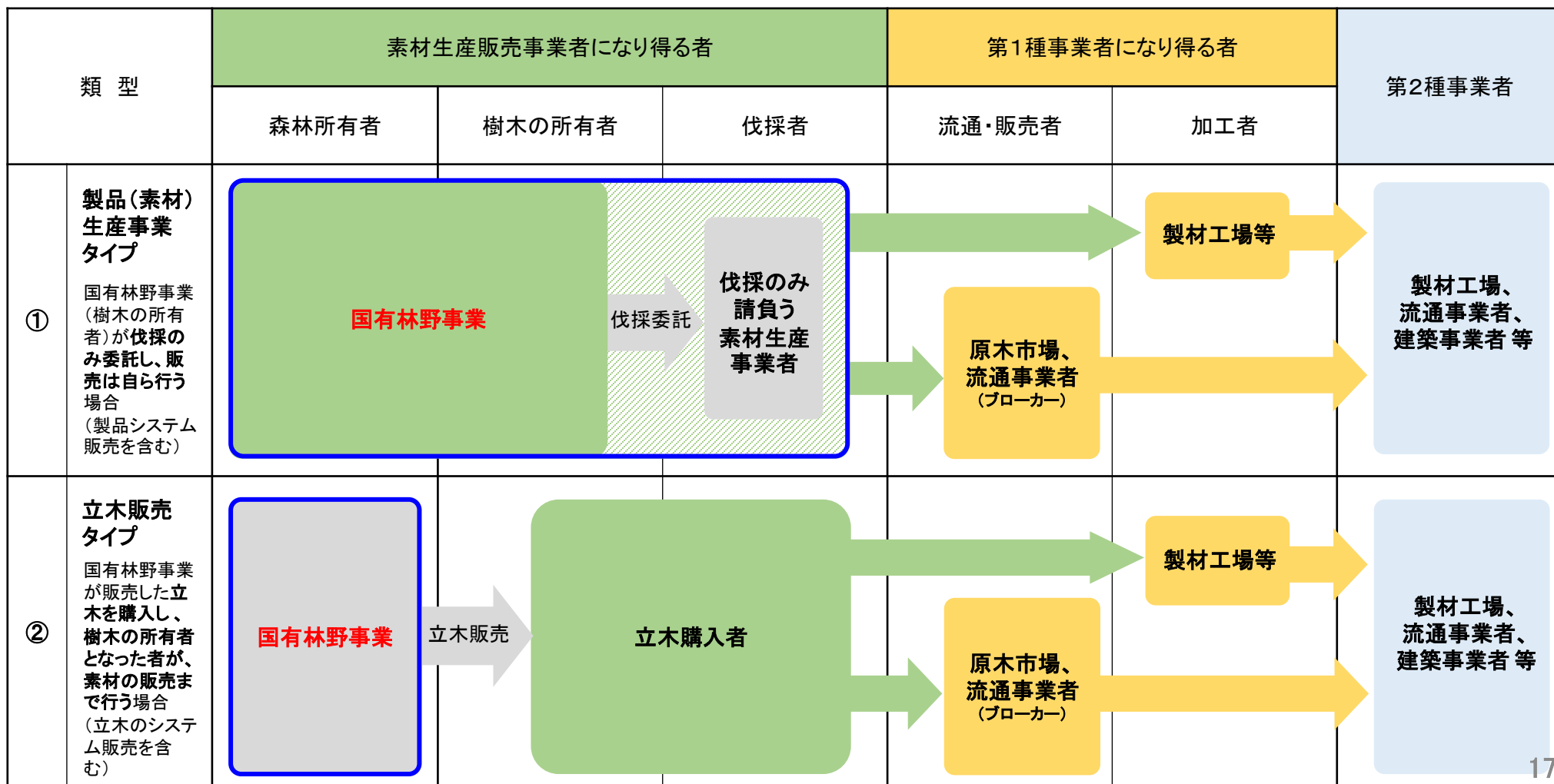
義務対象の考え方 国産材の場合（国有林野事業のケース）

全

(1) 製品生産事業の場合は、譲渡しを行う国有林野事業が素材生産販売事業者に該当

(2) 立木販売の場合は、購入者が樹木の所有者となり、素材生産販売事業者に該当

: 国有林野事業
 : 素材生産販売事業者
 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者
 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等



義務対象の考え方 輸入材の場合

全

- (1) 原則、インボイスや船荷証券に記載されている荷受人が輸入事業者として第1種事業者該当
- (2) 輸入事業者と同一の法人格を持つ、海外の部署等を通じて直接調達する場合、事業者全体が第1種事業者該当

：第1種事業者（合法性の確認等の義務の対象）

：第2種事業者

：その他の事業者等

類 型		類 型 の 解 説	第1種事業者になり得る者					第2種事業者
			海 外			国 内		
			伐採者	流通・加工・販売者等	輸 出 者	流通・販売者	加工者	
①	輸入事業者タイプ	・ 流通事業者が木材等を輸入して販売したり、輸入を請負ったりする場合	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等（輸入者）		製材工場、流通事業者、建築事業者等
②	直輸入タイプ	・ 製材工場等が海外の輸出事業者から木材等を直接輸入する場合	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者		製材工場等（輸入者）	製材工場、流通事業者、建築事業者等
③	直接調達タイプ	・ 法人格が輸入者と同一の者（現地での伐採・調達・輸出等を担当する海外事業部等）を介して輸入する場合	伐採者	海外事業部を有する商社等				製材工場、流通事業者、建築事業者等
				流通・加工・販売事業者	海外事業部を有する製材工場等			

※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種事業者

(輸入通関前に日本企業間での譲渡しが発生するケース)

- (1) 原則、インボイスや船荷証券に記載されている荷受人が輸入事業者として第1種事業者該当
- (2) インボイスに記載されている荷受人として「流通事業者等」が輸入申告を行う場合(下記④)、当該「流通事業者等」が第1種事業者
- (3) 外国籍事業者から譲り受ける日本企業であっても、第1種事業者該当しない場合があることに留意

：第1種事業者(合法性の確認等の義務の対象)

：第2種事業者

：その他の事業者等

類 型		類型の解説	第1種事業者になり得る者					第2種事業者
			海 外			国 内		
			伐採者	流通・加工・販売者等	輸出者	流通・販売者	加工者	
④	流通事業者 介入タイプ	・ 輸入申告に関与しない日本籍事業者を介して輸入する場合	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等 (日本籍) ※2	流通事業者等 ※1	製材工場、流通事業者、建築事業者等

上記ケース④では、

※1 「流通事業者等」が、インボイスに記載されている荷受人として関税法における「貨物を輸入する者」に該当するとの想定

※2 「流通事業者等」に対して譲り渡しを行う「商社等」は、木材関連事業者には該当しない

(参考) 関税法における「貨物を輸入する者」の定義

- ・ インボイスに記載されている荷受人
- ・ インボイスがない場合には、船荷証券に記載されている荷受人
- ・ 輸入許可前に保税地域等において転売された場合には、その転得者

⇒ : 木材等の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務

(参考：現行)

素材生産販売事業者

海外の輸出事業者

第1種事業者

第2種

第2種

消費者等

体制整備、登録事業者等であることの情報提供

(1) 第1種事業者

① 原材料情報の収集、合法性の確認、② 記録の作成・保存、③ 木材関連事業者に対する情報伝達

(2) 素材生産販売事業者

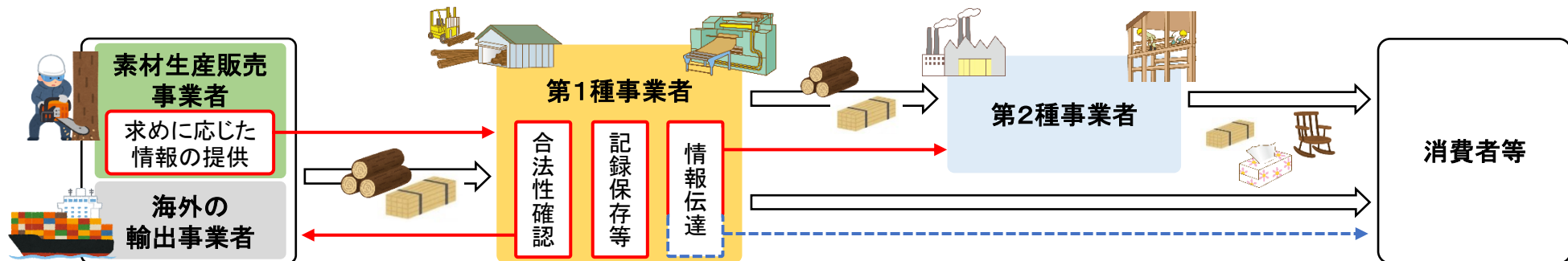
第1種事業者の求めに応じた伐採造林届出書の写し等の合法性の確認に資する情報の提供

⇒ : 木材等の流れ

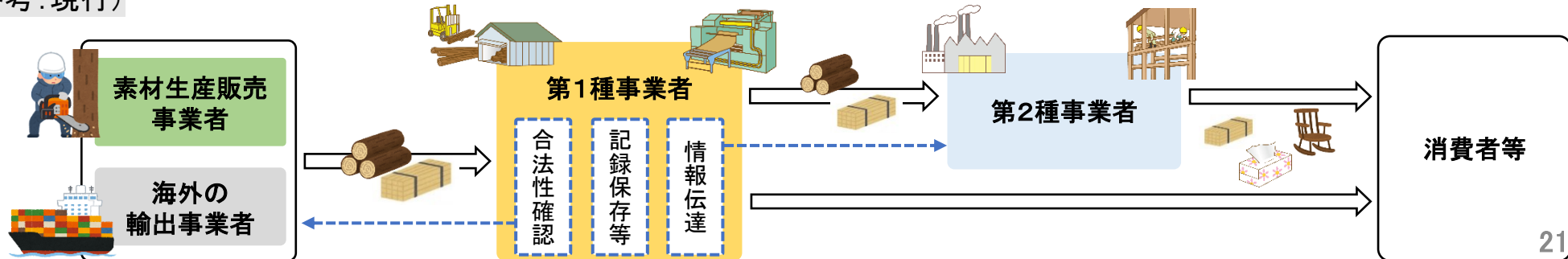
□→ : 義務

□→ : 努力義務

【改正後】



(参考: 現行)



木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 原材料情報の収集・整理

第 1

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等

② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書及び森林経営計画書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

民 有 林	共 通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）
		⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
	普 通 林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
	保 安 林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国 有 林		①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
		④樹木採取権実施契約書

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
			フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
		届出書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント（※EUDRの施行後に活用可能）
			アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書
			※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
輸出国	政府機関	許可書	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
	準ずる機関	許可書	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書
その他			①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）
			②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
			③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

木材等の譲受け等に係る義務内容

(2) 合法性の確認

第 1

(1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

- ※ ・ 国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
- ・ 取引の実績
 - ・ 合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など
 - ・ その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

(2) 収集等できなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」ことを踏まえて合法性確認

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで

7/23日の市 入荷材内訳

A. 入荷業者: ○○林産 入荷日: 7/17日
【林野庁GL認定事業者】

トラック 1



トラック 2



トラック 3



B. 入荷業者: △△林業 入荷日: 7/17日

トラック 4



トラック 5



C. 入荷業者: □□組合 入荷日: 7/19日
【林野庁GL認定事業者】

トラック 6



トラック 7



トラック 8



＜考えられる単位の例＞

1. トラックごと: 8回確認
(トラック1～8)
2. 証明書ごと: 5回確認
(証明書①～⑤)
3. 入荷業者ごと: 3回確認
(入荷業者A、B、C)
4. 林野庁GL認定の有無ごと: 2回確認
(認定有: A・C、無: B)
5. 入荷日ごと: 2回確認
(7/17、7/19)
6. 市ごと: 1回確認

※確認をまとめて行う場合、対象に一部でも「合法性確認木材等でない木材等」が含まれる場合は、当該木材等全体を「合法性確認木材等でない木材等」とする必要があることに留意

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 記録の作成・保存

第 1

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲り渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例 1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例 2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例 3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例 4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

必要事項（①原材料情報の内容、②合法性確認結果、③合法性確認の理由）が記録されていれば形式は自由。具体例は例①～④を参照。

【保存方法】



紙ファイル



電子データ

例① 合法性確認結果等一覧表＋原材料情報

証明書No	樹種	伐採地域	合法性確認結果	理由
①	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
	ヒノキ	栃木	合法性確認でない	十分な情報を収集できなかった
②	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
③	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
④	広葉樹	茨城	合法性確認でない	原材料情報の真正性に疑義
⑤	スギ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
⑥	マツ	福島	合法性確認木材	収集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
⑦	ヒノキ	宮城	合法性確認木材	収集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
⑧	スギ	宮崎	合法性確認木材	収集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した

原材料情報や合法性確認結果・理由等を整理した表と証明書をセットで保管



例② 合法性確認単位毎の確認結果等＋原材料情報のセット

合法性確認を行った単位ごとに結果の記録と証明書をセットで保存

〇月〇日
合法性確認木材
自社DD基準に
基づき合法性を
確認した



△月×日
合法性確認木材
取引実績も踏まえ
原材料情報は真
正と判断



△月〇日
合法性確認木材
相手方は認定事
業者であり原料
材情報は真正と判断



例③ 確認結果等別に保管

合法性確認結果や判断理由が同じものをまとめて保管
※確認結果や理由を表紙等に記載し、当該物件の
原材料情報を保管



例④ システムに登録

現在開発中のシステムに記録すべき事項を登録 ※画面イメージ

合法性確認結果登録

合法性確認結果の登録をします。必須事項を入力後、登録ボタンを押してください。

原材料情報
原材料ID:2507-000025

原材料情報1 収集した原材料情報の内容		
伐採地域・国	日本 山形県	
樹種	ヒノキ クロマツ	
合法性証明書	証明書種別	伐採造林届適合通知
	証明書	xxxの伐採造林届.pdf

原材料情報2		
伐採地域・国	日本 栃木県	
樹種	スギ クヌギ	
合法性証明書	証明書種別	森林経営計画書
	証明書	xxxに関する森林経営計画書.pdf

その他関連情報
その他関連情報がある場合に入力してください

合法性確認の信頼性を向上させる
ためのその他関連情報

その他ファイル
その他に添付したいファイルがある場合に登録してください。ファイルサイズは5MBが上限です

ここにファイルをドロップまたは

ファイルを選択

ファイルが未選択です

確認結果 必須
確認結果を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合はその他を選択後、確認結果を入力してください。
合法性確認結果（定型文から選択or自由記載） ☐ その他

確認結果の理由 必須
確認結果の理由を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合はその他を選択後、確認結果を入力してください。
合法性確認理由（定型文から選択or自由記載） ☐ その他

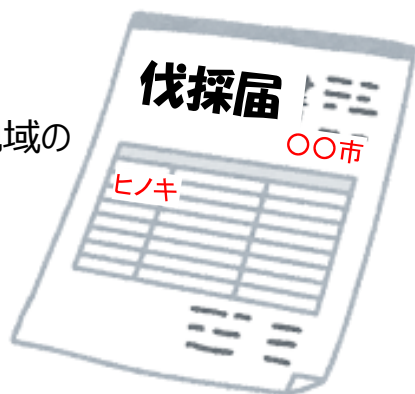
※あくまでグリーンウッド法としては問題ないとの解釈であり、他制度の運用においても問題ないかは別途確認ください



1. 証明書だけで原材料情報として完結

伐採届

証明書に樹種、伐採地域の記載あり



森林経営計画認定書 + 森林経営計画書 (抜粋)

証明書に樹種、伐採地域の記載あり



2. 証明書 + α で原材料情報として完結

① 証明書 + 別書類



原材料情報の一部
(樹種等) の記載がない証明書

証明書に記載ない情報を記載した納品書等を

② 証明書に直接追記



不足する原材料情報を証明書に直接書き込むことで原材料情報として完結

③ 証明書 + 一覧表等

証明書No	樹種	伐採地域	合法性確認結果	理由
①	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
	ヒノキ	栃木	合法性確認でない	十分な情報を収集できなかった
②	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
③	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を照らして、内閣に照り判断した
④	広葉樹	茨城	合法性確認でない	
⑤	スギ	福島	合法性確認木材	
⑥	マツ	福島	合法性確認木材	
⑦	ヒノキ	宮城	合法性確認木材	
⑧	スギ	宮崎	合法性確認木材	

樹種・伐採地域

証明書と対応できる形で樹種や伐採地域を一覧表にとりまとめ

木材等の譲受け等に係る義務内容

(4) 情報の伝達

第 1

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者が木材等を譲り渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨
 - ※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届出書）
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- (2) 林野庁にて開発中の「流通木材の合法性確認システム」を使用する方法
- (3) 包装、納品書、レシート等に印字

※ 口頭は不可

3. 情報伝達の義務が課されない場合

✓建築・建設事業者には、1. の情報を2. の方法で受け取る等の努力義務がかかります。

- (1) 消費者への譲渡し：第1種事業者が自社のウェブサイトでの販売を行う場合
- (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者が製材を譲り渡す場合、学校法人に木製机を譲り渡す場合
- (3) 輸出する場合

※ 1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意

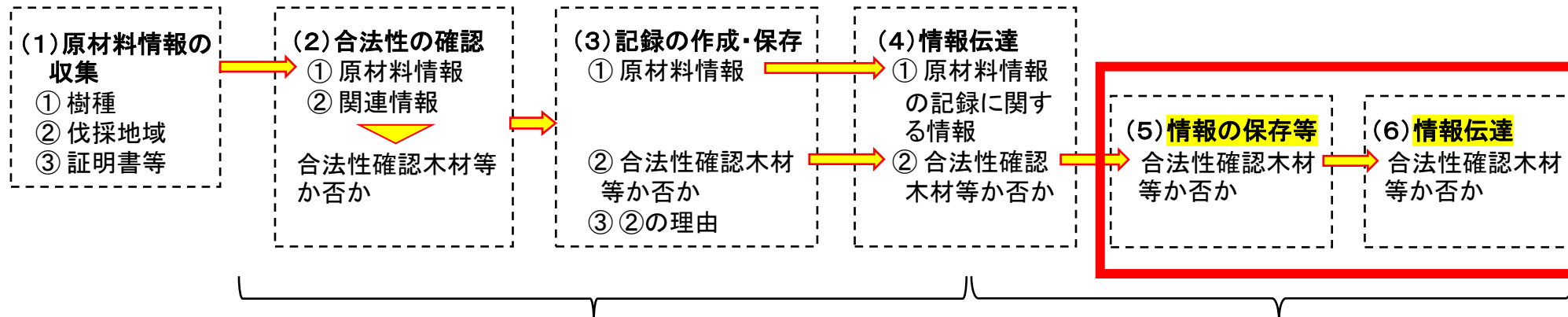
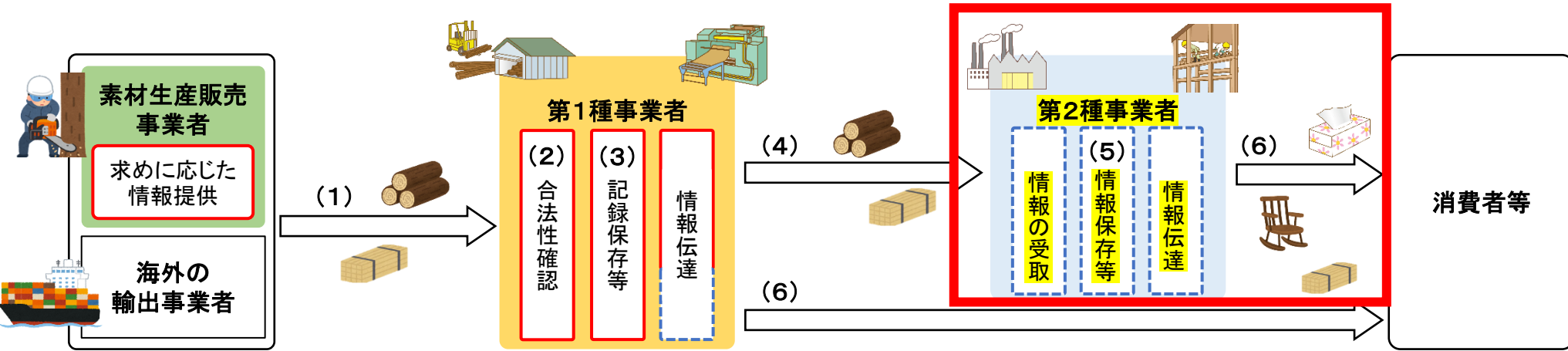
※ 2 消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

(1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

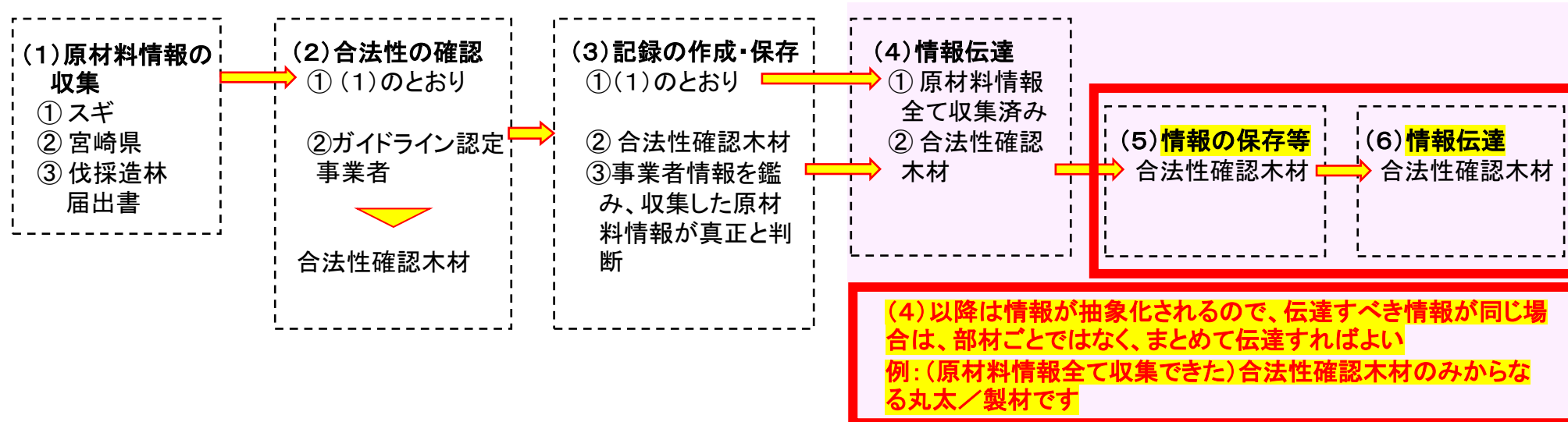
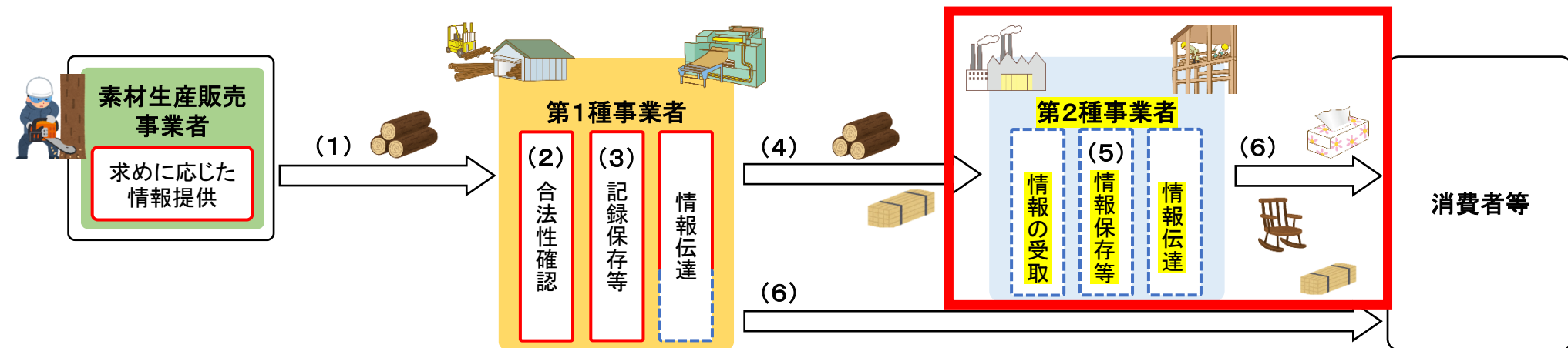
✓建築・建設事業者の皆様は、P53で詳細をご確認ください。

→ : 情報の変遷 ⇨ : 木材等の流れ □ : 義務 □ : 努力義務



収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

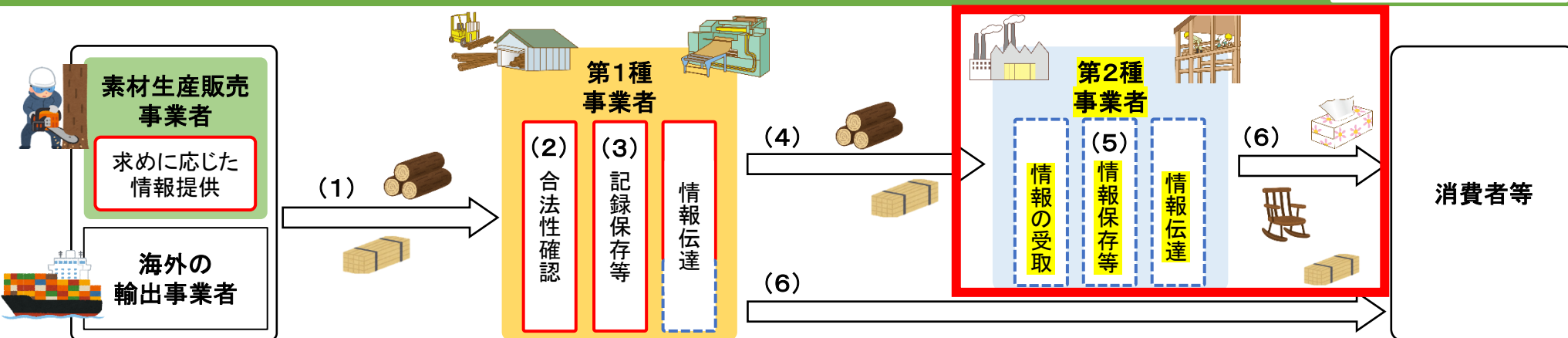
受け取った情報をそのまま保存、伝達



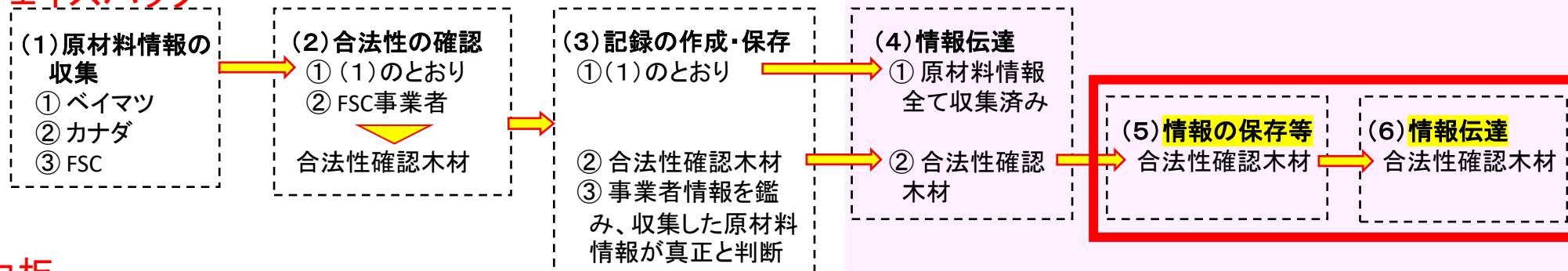
※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る

※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（賃加工を行う事業者）は、木材関連事業者には該当しない

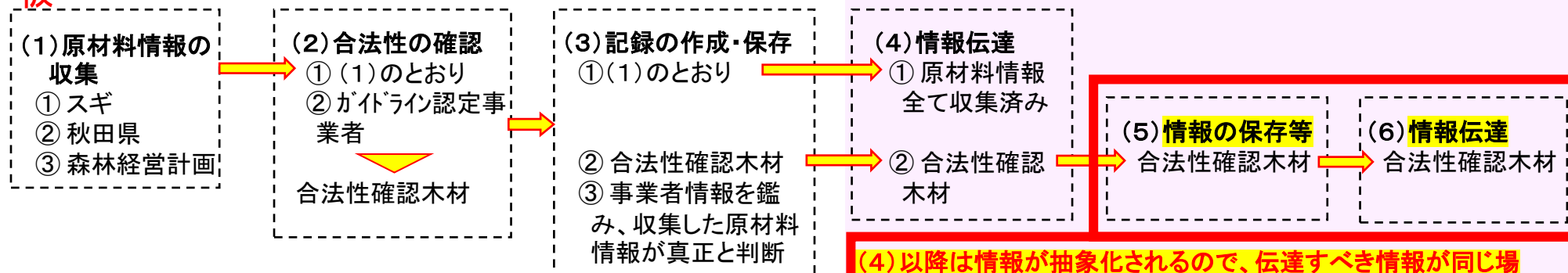
✓単に設計を行うだけで木材等の売買に直接関わらない設計事務所や、下請けの施行会社等が木材調達を行い、自らは木材調達に関与しない元請けの建築・建設事業者は、譲受け先等の決定権をもたないため、木材関連事業者には該当しません。



フェイスバック



中板



(4)以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい
例：(原材料情報全て収集できた)合法性確認木材のみからなる合板です

(1) CW法は当該木材等が合法的に伐採されたかどうかを確認し、その情報を伝達させるもの

(2) 譲り渡す木材・木材製品全体に対する評価を行う仕組みではない

⇒ 確認を行った複数の木材を組合わせた木材等を譲り渡す場合、それぞれの確認結果の伝達が原則
ただし、同じ確認結果をまとめて伝達することは可能

【例 1】 3ヶ所の伐採現場から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材

丸太② → 証明書：森林経営計画 確認結果：合法性確認木材

丸太③ → 証明書：国有林売買契約書 確認結果：合法性確認木材

⇒ 原則は、「3種類の合法性確認木材です」と伝達（※）する

「3種類の」を省略しても可とする。

全て合法性確認木材である旨を強調する旨の文言を追加してもよい。

【例 2】 2つの取引先から入荷した丸太から加工した合板100枚

丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材

丸太② → 証明書：なし 確認結果：合法性確認木材でない木材

⇒ A. 合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています

B. 合法性確認木材でない木材が含まれています

※ 第 1 種事業者については、収集等した原材料情報に関する情報も伝達する必要あり

第1種事業者として譲り受けた木材等と第2種事業者として譲り受けた木材等を混ぜて譲り渡す場合の情報伝達

第1・第2

- (1) 第1種事業者として譲り受けた木材等の合法性確認結果の伝達は必須
- (2) 譲受ける事業者の利益を考えれば、第2種として譲り受けた木材等の合法性情報も合わせて伝達すること、特に合法性確認木材等ではない木材等が含まれる場合にはこの旨を明記することが望ましい

【例】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組を譲り渡す場合

丸太① → 第1種事業者として譲受け(※1) 証明書：伐採造林届出書

確認結果：合法性確認木材

丸太② → 第2種事業者として譲受け

確認情報：合法性確認木材でない木材

- ⇒ A. 「合法性確認木材でない木材が含まれています」
(第1種及び第2種事業者の両方について伝達したこととなる)
- B. 「合法性確認を行った木材は合法性確認木材です」(※2)
(第2種事業者として譲り受けた木材(合法性確認木材等ではない部分)については伝達しない)

※1 第1種事業者として譲り受けた木材等については、収集等した原材料情報に関する情報も伝達する必要あり

※2 「合法性確認木材です」のみは譲り渡す全ての木材について表現しているとの誤解を与えるので不可

※3 上記は丸太①と丸太②が柱材に加工され物理的に分けられない状態で出荷する際の例であり、単に第1種として譲り受けた木材等と第2種として譲り受けた木材等を一緒に出荷(製品としては別)する場合は、原則としてそれぞれの合法性確認結果を、どの製品に対応するか分かるように伝達する。(この場合に上記例のように伝達してしまうと、譲り受けた側は丸太①(合法性確認木材)についても、次に譲り渡す際に「合法性確認木材等」と伝達できなくなってしまうため。)

- CW法に基づく伝達情報
- ・登録番号（登録業者の場合）
 - ・原材料情報収集結果※1
 - ・合法性確認結果※2

他制度に基づく伝達情報※3
（当該木材にかかるもののみ）
例：林野庁GLの団体認定
森林認証 等

納品書

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
 発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
 代表： 山元 花子

本体金額：¥ 999,999,999
 消費税：¥ 999,999,999
 合計金額：¥ 999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX

◆ クリーンウッド法に基づき以下原材料情報を収集しています

☒ 樹種（スギ）
 ☒ 伐採地域（福島県）
 ☒ 証明書等（森林経営計画書）

◆ 上記の物件は合法性確認木材です

ロゴマーク等

☐ 〇〇県木連00XX号

■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

- ※1 「全ての原材料情報を収集しています」「原材料情報のうち、証明書は収集できませんでした」などの記載でも、原材料情報収集結果の伝達に係る義務に対応できる。原材料情報の具体的内容（上記記載例の（スギ）（経営計画書）等）まで伝達するかは任意。
- ※2 林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要
- ※3 クリーンウッド法に基づく伝達事項ではないが、必要に応じて他制度に基づく伝達情報も記載することはクリーンウッド法上差し支えない

登録事業者の場合は必須→

納品書や請求書とは別に、CW法に基づく伝達情報のみ添付書類として提供する場合など

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日

発行者： 〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市
〇〇〇〇町
〇〇〇〇〇 12-34
代表： 山元 花子

クリーンウッド法登録木材関連事業者
登録番号：〇〇〇 - CLW - XXX

クリーンウッド法に基づく合法性確認情報

1. 原材料情報の記録に関する情報

原材料情報の収集結果

収集結果	原材料情報	詳細（任意）
☒	樹種	スギ
☒	伐採地域	福島県
☒	証明書等	伐採届

2. 合法性確認結果

当該物件は合法性確認木材等です

3. その他情報

登録・認証等の情報

制度名等	登録番号	備考
合法木材供給事業者認定	全木連第●●-XX号	合法的に伐採された木材です
SGEC森林認証	JIA-COC-12345	100%SGEC材です

備考

・2024年●月●日～△月△日納品分

ロゴマーク等

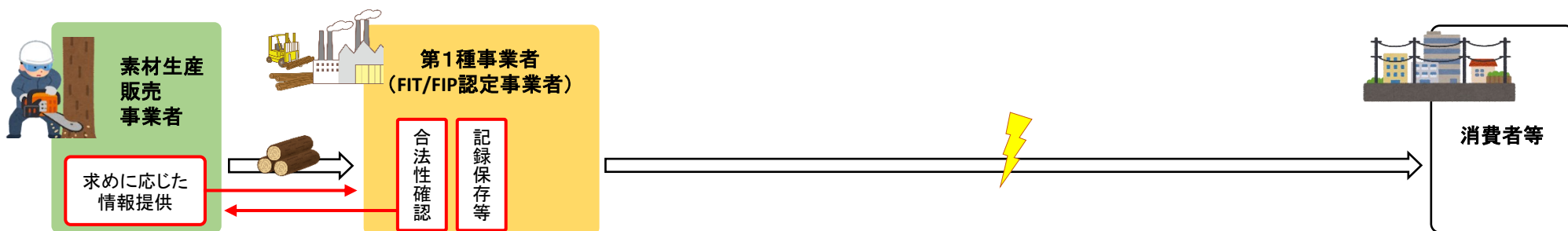
「全ての原材料情報を収集しています」「原材料情報のうち、証明書は収集できませんでした」などの記載でも、原材料情報収集結果の伝達に係る義務に対応できる。例のように原材料情報の具体的内容（スギ、伐採届等）まで伝達するかは任意。

各制度に則した伝達事項等（当該木材にかかるもののみ）
（備考欄の「合法的に伐採された木材です」等はクリーンウッド法に基づく伝達事項ではないが、こうした他制度に基づく伝達情報も記載することはクリーンウッド法上差し支えない）

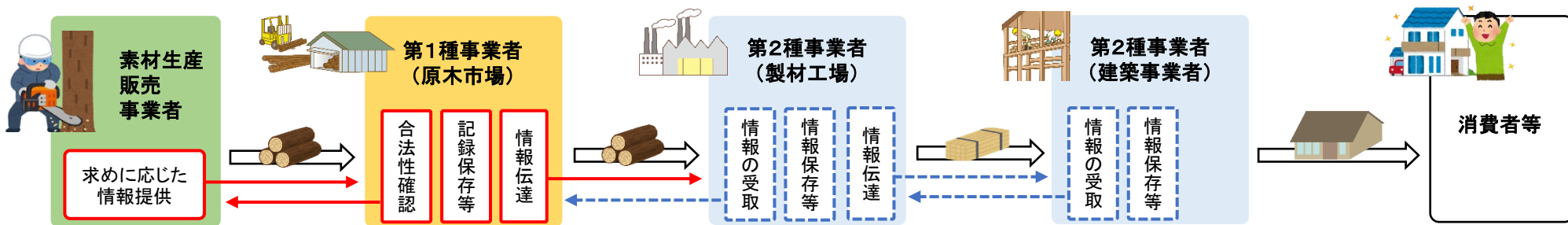
- (1) 建築・建設事業者※¹、FIT/FIP認定事業者※²は木材等の譲渡しを行わないが、例外的に木材関連事業業者に該当
- (2) 建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外
- (3) 木材等を譲受ける場合の合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象であることに留意

 : 木材等、建築物、電気の流れ
  : 義務
  : 努力義務

【例：FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



※¹ 型枠用合板を用いて型枠工事を行うなど、木材等を仮設資材として利用する場合は木材関連事業者には該当しない

※² PKSを用いて発電を行うなど、対象物品である木材等を譲り受けていない場合は木材関連事業者には該当しない

※³ FIT/FIP制度上、FIT/FIP認定事業者が輸入木質バイオマスを用いる場合は、合法性確認木材等を調達・使用すること等が求められ40の予定。詳しくは事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び木質バイオマス証明ガイドラインを参照。

(1) 第1種事業者が取り扱う全ての木材等について合法性確認等の義務が課される訳ではない
以下の場合には原材料情報の収集から情報の伝達までの義務が課されない

- ① 第2種事業者として木材等を譲受ける場合
- ② CW法の対象外物品を製造するために木材等を譲受ける場合
- ③ 消費者として木材等を譲受ける場合

(2) 第1種事業者が木材等を消費者等に譲り渡す場合、情報伝達の義務は課されない

1. 第2種事業者として木材等を譲受ける場合の例

- ① 原木市場から丸太を購入する製材工場
- ② 輸入商社から単板を購入する合板工場

2. CW法の対象外物品を製造するために木材等を譲受ける場合の例

- ① 丸太を素材生産販売事業者から購入し玩具（対象外物品）を作る工場
- ② 丸太（しいたけ原木）を森林所有者から購入し、ほだ木を作る工場

3. 消費者として木材等を譲受ける場合の例

- ① 製材工場が事務所で使用する木製家具を自ら輸入する場合
- ② 原木市場が素材生産販売事業者から購入した丸太をベンチに加工し、事務所で使用する場合

4. 消費者等に木材等を譲り渡す場合の例

※情報伝達の義務のみ課されない（原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存の義務は課される）

- ① 家具工場が素材生産販売事業者から購入した丸太を家具に加工し、消費者に販売する場合
- ② 原木市場が丸太を法の対象外物品を製造する事業者譲り渡す場合

主として第2種事業を行っている者であっても、第1種事業を行う際は合法性の確認等の義務の対象となることに留意

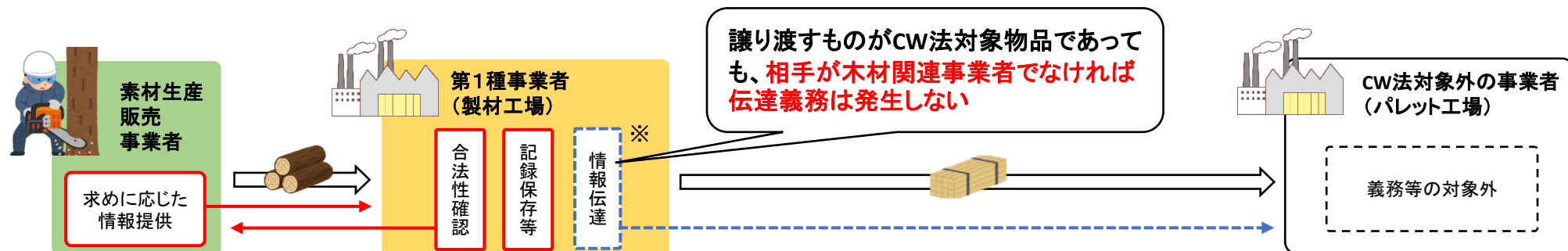
- (1) 第1種事業者が対象外物品の製造事業者に木材を譲り渡す場合は、伝達義務の対象外
- (2) 当該事業者への情報伝達は消費者と同様の扱いとなり、努力義務の対象
- (3) 将来的に対象外物品に加工されることが分かっている、木材関連事業者に譲り渡す場合は義務対象

＜第1種事業者の義務の課され方＞

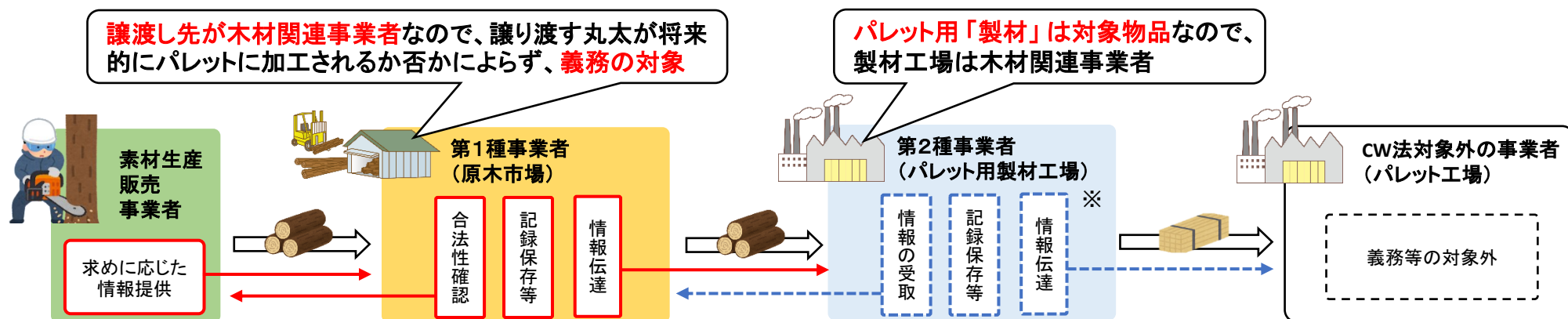
⇒ : 木材等の流れ → : 義務 → : 努力義務

【例：丸太からパレット（CW法対象外物品）が製造される場合】

○ 第1種事業者が直接パレット工場に譲り渡す場合



○ 第2種事業者がパレット工場に譲渡する場合（第1種は第2種に譲渡す）



※ CW法においては、木材関連事業者以外への譲渡は消費者への譲渡と同様に取り扱うこととなり、情報伝達の努力義務の対象

木材等の譲受け等に係る義務内容

(5) 素材生産販売事業者の情報提供

素

○ 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務

1. 提供すべき情報の範囲

- (1) 「合法性の確認に資する情報」とは譲り渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
- (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要

2. 情報提供の方法

原則として、木材関連事業者に求められた方法で情報提供を行う

3. 義務が生じる期間

- (1) 木材関連事業者の求めがあった時点から、当該木材関連事業者が合法性確認を完了するまで
- (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が木材関連事業者から他の事業者へ譲渡されれば、応諾義務は消滅する

4. 応諾義務違反となる場合

木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合

- ※ 1 伐採から長期間が経過しており手元に情報が残っていない場合には、情報提供に応じられない旨木材関連事業者
に回答すれば、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない
- ※ 2 木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認さ
れる訳ではない
- ※ 3 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてよく、契約条件に関する情報等の素材生
産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない

○ 伐採造林届出書は原材料情報の証明書として活用可能ですが、樹種及び伐採地域も記載されているので、これ1枚で3つの原材料情報全てを提供することができます

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名 (別添)

伐採計画書

原材料情報:証明書

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項
す。
本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委
所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

尾鷲市町大字字地番

郡村

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

原材料情報:伐採地域

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種	ヒノキ		
伐採年齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路の場合 予定幅員・延長		
	幅員	m・延長	m

原材料情報:樹種

2 備考

納品書

〇〇 株式会社

〇〇〇〇 部署

代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日

発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署

所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34

代表： 山元 花子

本体金額：¥999,999,999

消費税：¥999,999,999

合計金額：¥999,999,999

樹種	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
スギ									宮崎県

〇〇県木連00XX号（林野庁GLの団体認定番号）

■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

■ 森林経営計画認定書の写しを添付しています

〇〇マーク等

添付：森林経営計画認定書及び計画書の写し

原材料情報：証明書

この例では、林野庁ガイドラインに基づく証明を使用

ガイドラインの主旨を踏まえ森林経営計画認定書等の写しを添付

45

木材等の譲受け等に係る義務内容

第 1

(6) 第 1 種事業者の定期報告：一定規模の基準

- (1) 一定規模以上の木材等を取り扱う第 1 種事業者は、毎年 1 回、取り扱った木材等の数量等を報告
- (2) 一定規模の基準は、事業の内容(国産／輸入)や物品(木材／木材製品)ごとに区分
- (3) いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

1. 一定規模の基準

第 1 種事業として譲り受けた区分 1 ～ 3 ごとの量

区分 1	： 国産材（丸太）の総量	3 万 m ³
区分 2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3 万 m ³
区分 3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5 万トン

※使用する丸太換算係数は任意

※輸出された国産材(もしくは「伐採国が日本の木材等」)を輸入した場合は、区分 1 ではなく**区分 2 に該当**

※家具等においては、「主たる部材」以外の重量も含む(ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量)

2. 報告対象

- (1) 第 1 種事業として譲り受けた木材等についてのみ報告
- (2) 区分 1 ～ 3 のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

＜定期報告の対象となるか否かの考え方の例＞

	国産材 【区分 1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分 2】	家具・紙等の物品 【区分 3】	
事業者 A	5 万 m ³	0 m ³	0 トン	全ての区分について報告
事業者 B	1 万 m ³	3 万 m ³	0 トン	全ての区分について報告
事業者 C	2 万 m ³	2 万 m ³	1 万トン	報告対象外

○ 基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

① 第1種事業者として譲り受けた木材等の総量

② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の（１）（２）について報告

（１）譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

① 【区分１、区分２】木材の単位：任意（丸太換算ではなく正味の量）

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分３】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数でトンに換算）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

※１ 報告がない種類については、０と報告されたこととする

※２ 自家消費や第２種として譲り受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※３ 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※４ 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

（２）（１）のうち合法性確認木材等の数量

① （１）で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

2. 対象期間・報告方法・報告期限

（１）対象期間：前年度の４月～３月（基準の対象、報告の対象いずれも）

（２）報告方法：メール、書面、システム

※なお登録木材関連事業者が定期報告を行う場合は、登録実施機関へ提出する
年度報告と同じものを提出すればよいこととする予定

（３）報告期限：毎年６月末日

（４）報告先：① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合

農林水産大臣

② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合

経済産業大臣

③ ①、②の両方を扱った場合

農林水産大臣及び経済産業大臣

第1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末までに行っていただくことになります

（６）第１種事業者の定期報告：考え方の例①

第 1

【例１】 １年間で以下の木材等を木材関連事業者として譲受けをした製材工場 A について

- ① 素材生産販売事業者 α から 10,000 m^3 の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 素材生産販売事業者 β から 20,000 m^3 の国産丸太を購入（うち、10,000 m^3 が合法性確認木材）
- ③ 自社有林から 5,000 m^3 の丸太を調達（全量が合法性確認木材であり、全て製材に加工して譲渡しを行った）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第２種又は消費者として譲り受けた木材等は対象外）

- ・ ①～③いずれも第１種として譲り受けた木材であるため、全て対象

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ①～③いずれも“ m^3 ”の丸太で統一されているため作業不要

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第２種事業者 又は消費者として 譲り受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	10,000 m^3			
②丸太	20,000 m^3			
③丸太	5,000 m^3			
合計	35,000 m^3	0 m^3	0トン	
基準	30,000 m^3	30,000 m^3	15,000トン	

⇒ 区分１で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲り受けた木材等の総量：区分１＝35,000 m^3 、その他の区分＝0 m^3
- ・ 合法性確認木材等の数量：区分１＝25,000 m^3

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

(6) 第1種事業者の定期報告：考え方の例②

第1

【例2】1年間で以下の木材等を譲受けをした合板工場Bについて

- ① 素材生産販売事業者から25,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 流通事業者から5,000m³の製材を購入（うち、3,000m³が合法性確認木材）
- ③ 海外事業者から2,500,000枚の単板を輸入（うち、2,000,000枚が合法性確認木材）
- ④ 海外事業者から25,000m³の製材を購入（うち、全量が合法性確認木材）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲り受けた木材等は対象外）

- ・①、③、④は第1種として譲り受けた木材であるため対象（②は第2種として譲り受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・③の単板2,500,000枚 = 17,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：0.007m³／枚を使用）
- ・④の製材25,000m³ = 42,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲り受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	25,000m ³			
②製材				5,000m ³
③単板		2,500,000枚 = 17,500m ³		
④製材		42,500m ³		
合計	25,000m ³	60,000m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・譲り受けた木材等の総量：区分1 = 丸太25,000m³、区分2 = 単板2,500,000枚 製材25,000m³、区分3 = 0m³
- ・合法性確認木材等の数量：（例）区分1 = 25,000m³、区分2 = 単板2,000,000枚 製材25,000m³

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

(6) 第1種事業者の定期報告：考え方の例③

第1

【例3】 1年間で以下の木材等を譲受けした商社Cについて

- ①素材生産販売事業者から20,000m³（全量合法性確認木材）の国産丸太を購入し、うち①' 100m³を自社で消費
- ②海外事業者から17,650m³の製材を購入（うち、15,000m³が合法性確認木材）
- ③海外事業者から30,000,000枚のフローリングを購入（うち、20,000,000枚が合法性確認木材等）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲り受けた木材等は対象外）

- ・①、②、③は第1種として譲り受けた木材であるため対象（①' は消費者として譲り受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・②の製材17,650m³ = 30,000m³（商社Cで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）
- ・③のフローリング30,000,000枚 = 24,000トン（商社Cで通常用いられる換算係数：0.0008トン／枚を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲り受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	19,900m ³			
②製材		30,000m ³		100m ³
③フローリング			30,000,000枚 = 24,000トン	
合計	19,900m ³	30,000m ³	24,000トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2及び3で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

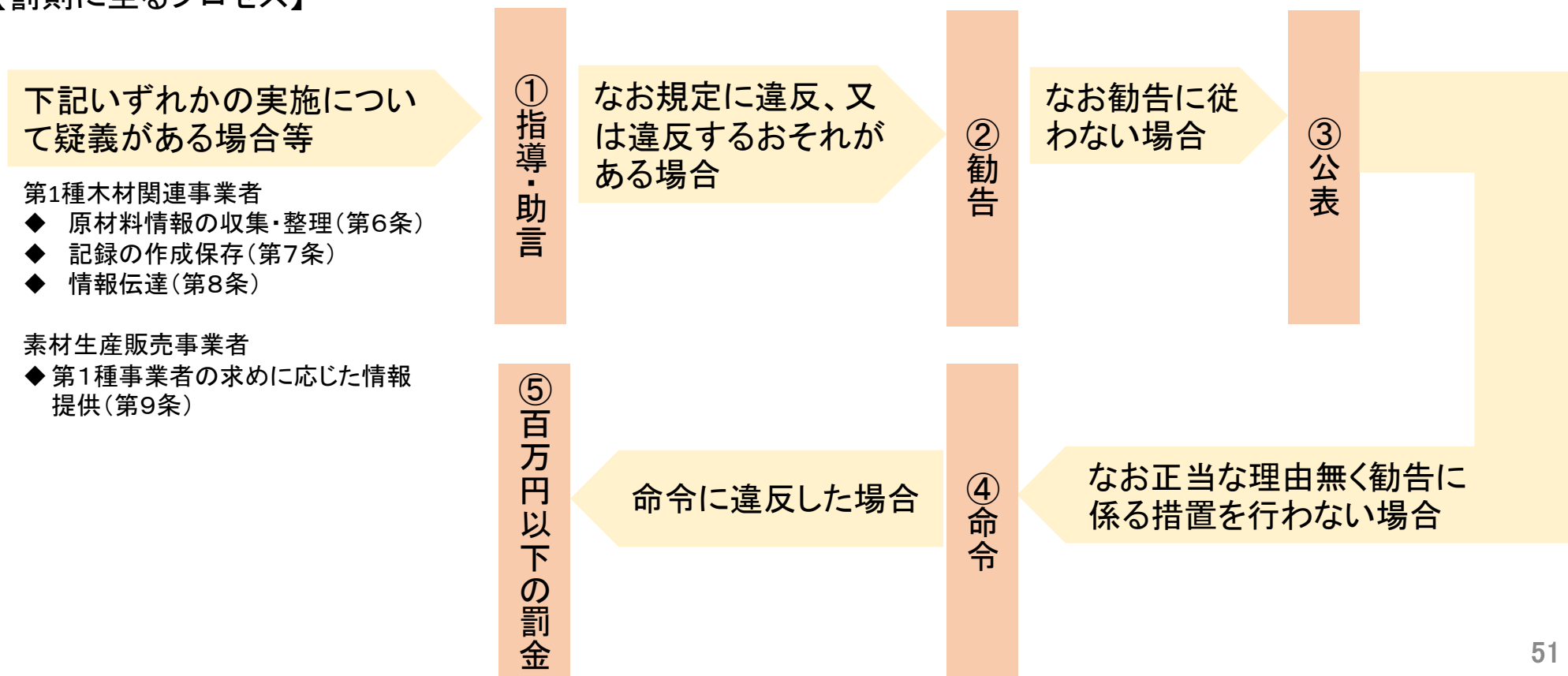
◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・譲り受けた木材等の総量：区分1 = 丸太19,900m³、区分2 = 製材17,650m³、区分3 = フローリング24,000トン
- ・合法性確認木材等の数量：
（例）区分1 = 19,900m³、区分2 = 15,000m³、区分3 = 16,000トン

⇒ 木材及び家具・紙等の物品を取り扱うため、農林水産大臣及び経済産業大臣あてに報告

- 第1種木材関連事業者・素材生産販売事業者が義務として行う事項に対して、主務大臣による指導・助言から段階を踏んで罰則に至る場合があります
- また以下について、報告や立入検査の対象となる場合があります
 - ・木材関連事業者による合法性の確認等の実施状況や合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況
 - ・素材生産販売事業者による原材料情報の提供の実施状況

【罰則に至るプロセス】



第1種及び第2種事業者共通の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置①)

○ 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

1. 体制の整備

- (1) 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）
- (2) 取組方針の作成

2. 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、以下の関連情報を踏まえる

- ・ 第1種事業者が踏まえる情報：取引実績、国が提供する木材等の原産地に関する情報など
- ・ 第2種事業者が踏まえる情報：取引実績、取引相手のCW法の登録情報など

3. 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- (1) 合法性確認木材等でない木材等を譲り受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する
- (2) 違法伐採に係る木材等を譲り受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

4. 消費者等への情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装、納品書、レシート等に印字 等
店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイト合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5. その他の措置

木材等を譲り渡す際に登録事業者等である情報の提供

第2種事業者の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置②)

第2

○ 第2種事業者のみに対する努力義務は、

- ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト）
- ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

1. 情報の受取

(1) 第1種もしくは第2種事業者から情報を受け取る

- ① 第1種事業者から：原材料情報の記録に関する情報及び合法性確認木材等であるか否か
- ② 第2種事業者から：合法性確認木材等であるか否か

(2) 合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、川上に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを行う

2. 情報の保存

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）
- (2) 方法：紙または電子
- (3) 作成の期限：遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで
- (4) 保存期間：作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

3. 木材関連事業者に対する情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達
書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装、納品書、レシート等に印字 等

✓ホームセンターのレジ付近や入り口等の視認性の高い場所に、「合法性確認情報等の伝達のため、インフォメーションセンターにお立ち寄りください。」といった内容の注意喚起の掲示がなされる場合がありますので、木材等をホームセンターで購入する者（大工等）は、インフォメーションセンター等にお立ち寄りいただき、合法性確認木材等か否かの情報の受取に努めるようお願いいたします。

納品書

〇〇 株式会社
 〇〇〇〇 部署
 代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
 発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
 代表： 山元 花子

本体金額：¥999,999,999

消費税：¥999,999,999

合計金額：¥999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

CW法に基づく伝達情報

- ・登録番号（登録業者の場合）
- ・合法性確認結果※1

クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX
 ◆ 上記の物件は合法性確認木材です。

ロゴマーク等

他制度に基づく伝達情報※2
 （当該木材にかかるもののみ）

例：林野庁GLの団体認定
 森林認証 等

〇〇県木連00XX号
 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています。

※1 林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

※2 クリーンウッド法に基づく伝達事項ではないが、必要に応じて他制度に基づく伝達情報も記載することはクリーンウッド法上差し支えない

- (1) 違法伐採リスクは、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することから、合法性の確認だけでなく、信頼性が高い取引先の選定や得られた知見を活用した取組の改善等を継続的に実施することでPDCAサイクルを回し、一連の取組の精度の向上を図ることが重要
- (2) これらの措置を講ずることで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていく

1. 体制の整備

責任者の設置、取組方針の作成

2. 違法伐採リスクの低い木材を取り扱う信頼性が高い取引先の選定

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報※や取引実績、CW法の登録情報等を踏まえる

※ 国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令等。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

3. 合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエスト

第2種事業者が、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを実施

※第2種事業者から木材等を譲受ける場合は合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達されない場合があるが、当該措置で合法性を確認することによって合法性確認木材等として譲り渡すことが可能。

4. 合法性確認木材等でない木材等を譲り受けた場合のフィードバック

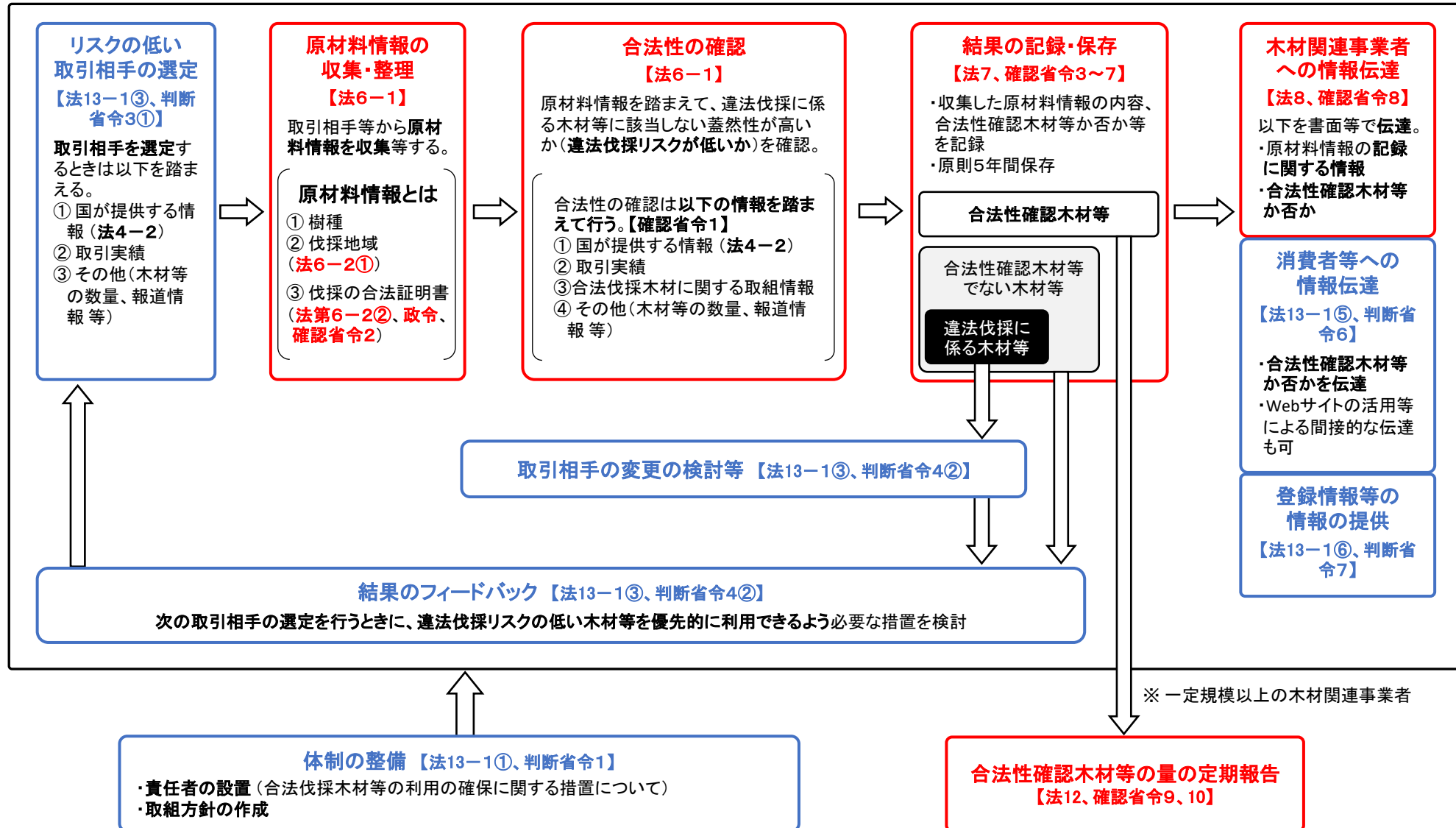
次の取引先の選定の際、リスクの低い木材を利用できるように見直し措置を検討する

5. 違法伐採に係る木材を譲り受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務

□ : 努力義務



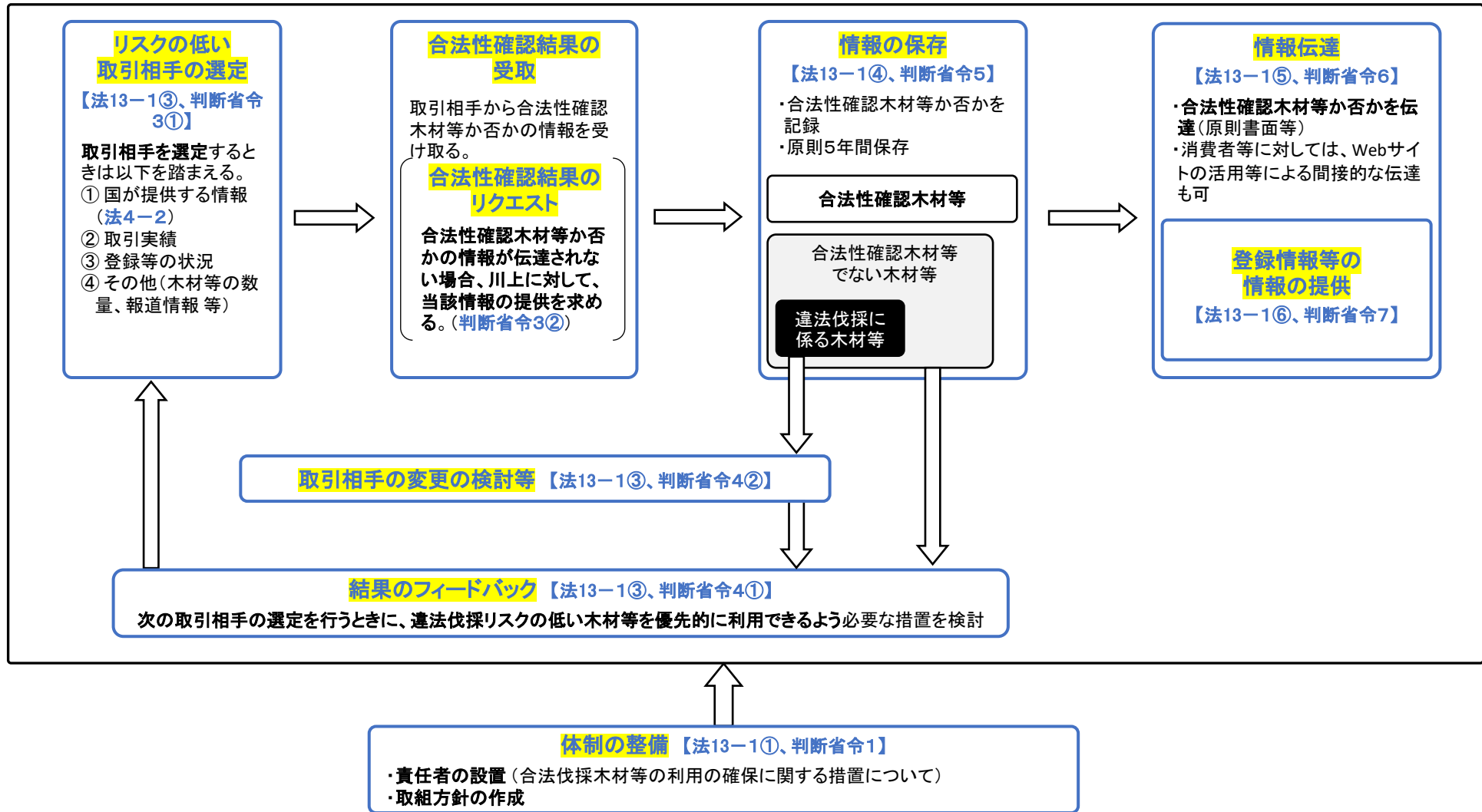
※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

【第2種事業者の取組の全体像】

□ : 義務

□ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

- (1) 法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる事業者を登録
- (2) 改正後も、第1種及び第2種事業者に対する登録制度は存続し、入荷形態(木材等の譲受けの相手方)に合わせた登録を受ける(現行から変更なし)

【取り組むべき措置と登録要件との関係】

※ 改正法第6～8条、12条関連は義務であるため登録要件とはならない

改正法第13条第1項	判断基準省令	第1種(※)	第2種
第1号 体制の整備	第2条第1号 責任者の設置(合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について)	○	○
	第2号 取組方針の作成	○	○
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	第3条第1号 国が提供する情報や取引実績等を踏まえた取引相手の選定	○	○
	第2号 合法性確認木材等か否かの情報が伝達されない際の、合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエスト	—	○
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	第4条第1号 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合の、次回の取引相手選定における見直し等の検討	○	○
	第2号 違法伐採に係る木材等を譲り受けた場合の、取引相手の変更等の検討	○	○
第4号 義務以外の情報の保存	第5条 第2種が行う情報の保存	—	○
第5号 義務以外の情報伝達	第6条 第2種が行う情報伝達及び消費者等への情報伝達	消費者等への 情報伝達のみ該当	○
第6号 その他必要な事項	第7条 登録や認証情報等の提供	○	○

- (1) 入荷形態(木材等の譲受けの相手方)に合わせた登録を受ける
- (2) 第1種事業は事業全体のみの登録、第2種事業は部門・事業所等の部分登録が可能、第1種と第2種事業の両方の事業を行う事業者は、それぞれについて登録を受ける(現行から変更なし)
- (3) 登録時に入荷・出荷する木材等の種類を報告(現行から明確化)
- (4) 第1種事業の定義が変更されたことに留意

1. 登録の単位

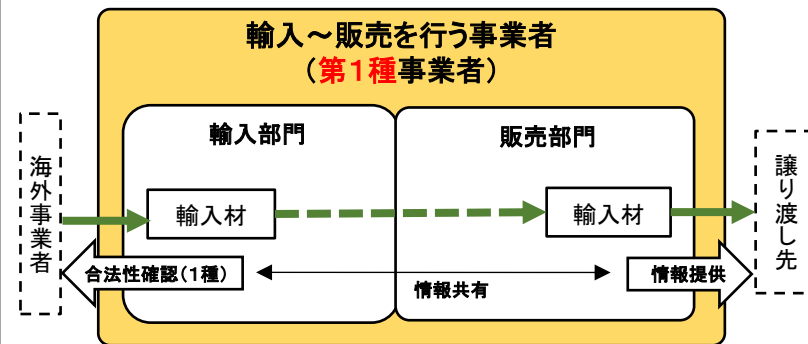
- (1) 第1種事業者
第1種事業に係る事業全体を登録する必要
 - (2) 第2種事業者
部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに部分登録可
 - (3) 両方の事業を行う事業者
第1種部分、第2種部分それぞれについて登録する必要(どちらかのみ登録も可)
 - (4) 木材等の種類(現行から明確化)
入荷・出荷する木材等の種類について登録
- ※「建築又は建設をする事業」「木質バイオマス発電事業」については出荷する木材等の種類は報告不要
- ※年間見込取扱量については入荷する木材等についてのみ報告

2. 第1種事業の定義の変更

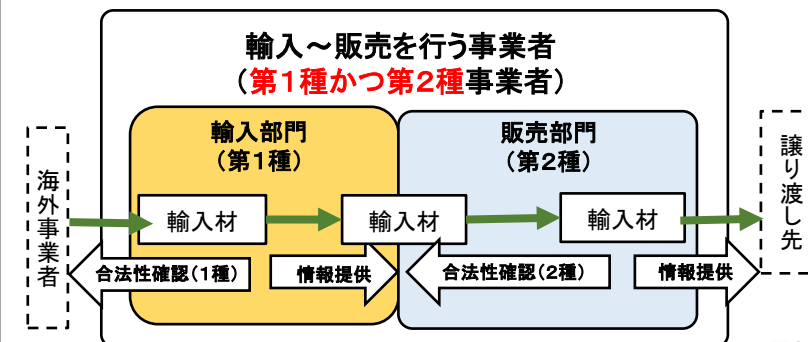
国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者が第1種事業者

- (1) 市場以外の流通事業者も第1種登録が可能
- (2) 輸入事業者は第1種登録のみ(輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方の登録を求めている現行運用から変更)

【輸入事業者の考え方】



(参考:現行)



- (1) 第1種、第2種事業者ともに、報告する数量は「入荷量」ベースとする(第2種事業者は現行から変更)
- (2) 消費者への合法性確認結果の伝達状況を追加(現行から変更)
- (3) 年度報告の様式を一定規模以上の第1種が行う定期報告にも活用できる方向で検討
- (4) 令和7年度報告(令和6年度実績)については、現行の報告(事業の種類に応じて入荷または出荷ベースで報告)を使用し、改正後の制度に基づく報告は令和8年度報告から適用する

1. 報告内容における数量等の考え方

(1) 譲受け等をした木材等の総量(＝入荷量)

※現行は第1種(家具、紙等の製造、加工、輸出又は販売をする事業)及び第2種(木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業)は「販売量」(＝出荷量)を報告しているが、改正後は全て「入荷量」ベースとなる

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

※譲受け等の際にCW法に基づく合法性確認結果の伝達がなかった木材等について、第2種事業者がサプライチェーンを遡って合法性確認結果を入手できた場合は「合法性確認木材等」に含まれる

(3) 消費者への合法性確認結果の伝達状況(新規追加。該当する場合のみ)

消費者へ木材等を販売する際に合法性確認結果を伝達した数量(販売量)及びその手法

※小売事業者のみならず、第1種が消費者に販売した場合も対象

2. 定期報告との調整

定期報告の報告項目に対応できるようにすることで、年度報告の様式を、第1種事業者の定期報告にも活用できるものとする方向で検討中

※同じ様式をそれぞれ登録実施機関(年度報告)と主務大臣(定期報告)へ提出することとなる

3. 輸入事業者の経過措置期間中の扱い

輸入事業者については、改正後は第1種登録のみとなる一方、改正前に登録を受けている場合は、次回の登録更新までは現在の登録(輸入部分は第1種、販売部分は第2種)を維持することができるとする経過措置期間中の年度報告における報告は、第1種としての入荷量のみでよい(第2種としての入荷量は不要)

改正法の施行日に係る考え方①：合法性の確認等の義務

第1・素

(1) 第1種事業者の譲受け等※¹の完了※²が施行日以降であれば、改正後の法第6条から第9条の義務の対象となるとともに、当該譲受け等した木材等は同法第12条の総量に含める

(2) 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、第1種事業者から木材関連事業者等への譲渡しのタイミングに関わらず、改正後の法第6条から第9条のいずれの義務の対象にもならない

※¹ 「第1種事業者の譲受け等」には、「譲渡しの受託」も含まれる

※² 「譲受け等の完了」は、「譲受け：当該取引に係る材を取得したとき」、「譲渡しの受託：受託契約を締結したとき」を指す

【第1種の譲受け等の完了が施行日以降】

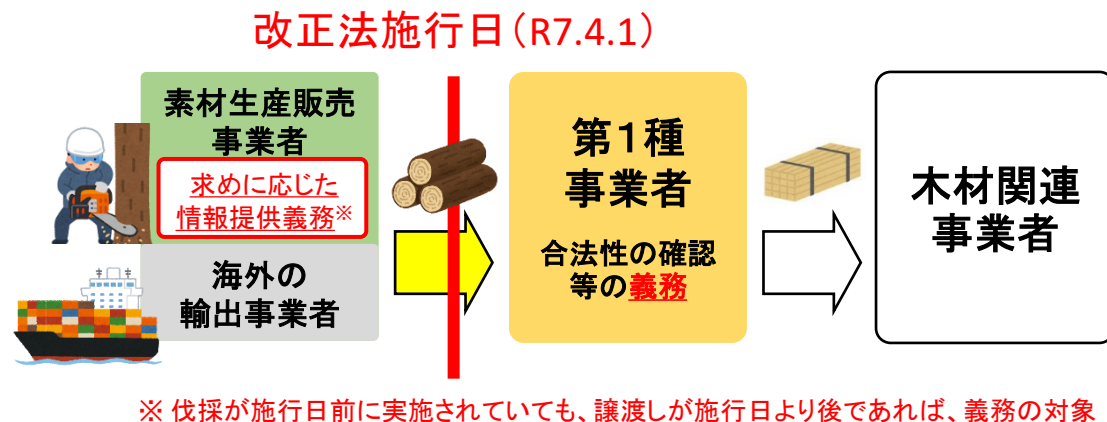
改正後のCW法に基づく義務の対象

1. 第1種事業者

- ① 原材料情報の収集、合法性の確認(第6条)
- ② 記録の作成保存(第7条)
- ③ 情報伝達(第8条)

2. 素材生産販売事業者

- 第1種事業者の求めに応じた情報提供(第9条)



【第1種事業者の譲受け等の完了※が施行日前】

改正前のCW法に基づく努力義務の対象

1. 第1種事業者

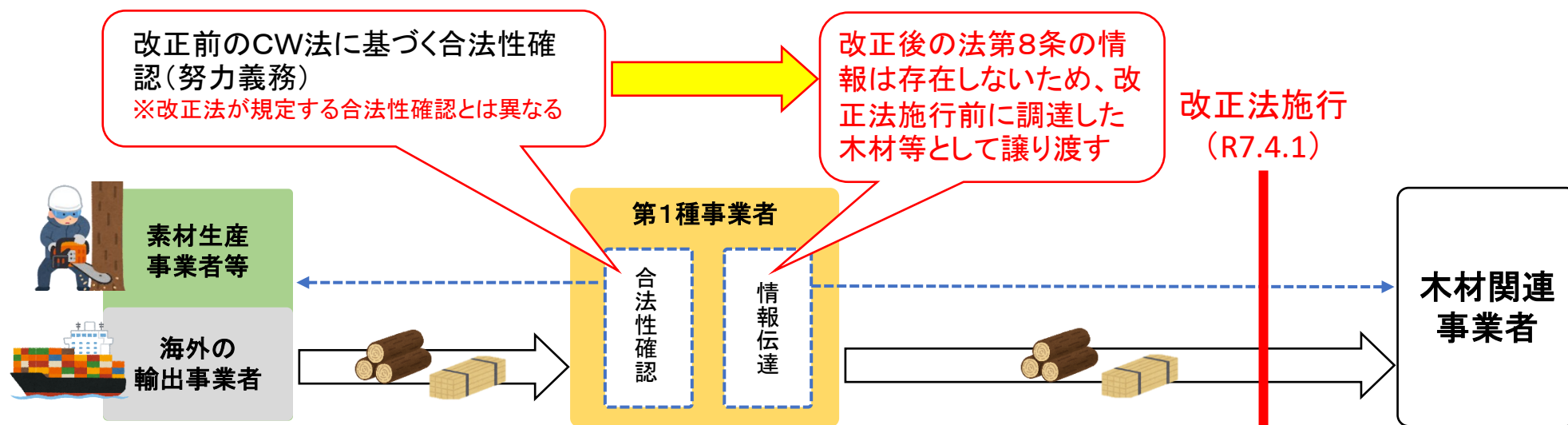
- 合法性の確認等(改正前第6条)

※ 例えば、R7.3に譲受けが完了していれば、R7.5に譲り渡す場合でも改正後第8条の情報伝達の義務は発生しない



- (1) 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、改正後の合法性の確認等の義務の対象とならないことから、改正後の法第8条の情報がない、「改正法施行前に調達した木材等」として譲り渡す(※1)
- (2) 施行日前に譲り受けた木材等も、改正後の合法性の確認等を行えば、その結果を伝達可能(※2)

【施行日前に第1種事業者が譲り受けた木材等の譲渡しに係る基本的な考え方】



※1 施行日前に譲り受けた木材等は改正法第8条の情報伝達は義務ではないため、情報伝達を行う納品書等に改正法施行前に調達した木材等である旨の記載は必須ではない。ただし、施行日後に譲り受けた木材等(義務対象)と一緒に譲り渡す際には、全量が第1種として情報伝達している対象と誤解されることのないよう、施行日前に譲り受けた木材を含むこと、またどれが第1種として合法性確認を行ったものか分かるよう伝達することが望ましい。

※2 施行日前に譲り受けた木材等については、改正法に準じた合法性の確認等を行った場合、その結果を伝達してもよい。改正後の原材料情報は改正前の合法性の確認において収集すべき情報に含まれているため、すでに収集した情報を用いて机上で改正後の合法性の確認が可能。

- (1) 改正前に登録を受けた登録事業者は、更新までの間であれば、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば、登録は取り消されない
- (2) 改正後の義務に違反した場合は、改正前の登録を取り消される可能性があることに留意

【経過措置】

- (1) 改正前に受けた登録については、更新を受けるまでの間は改正前の登録要件に基づき対応するため、改正後に追加された努力義務を実施しないことをもって登録を取消されることはない。
- (2) 改正によって削除された事項については、改正後は法に基づく履行が不可能となるため、改正前の登録事業者においても実施する必要はない。
 - ⇒ 改正前の登録事業者は、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば登録は取り消されない
(具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみが要件となる)
- (3) 第1種事業者は、改正後の義務は登録要件ではなくなるが、登録とは別に義務を履行する必要があり、罰則措置にまで至った場合は登録を抹消できることから、義務違反をした場合は、改正前の登録を取り消される可能性があることに留意。

クリーンウッドシステムについて

- ◆改正クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等に活用可能なシステムを開発しました
- ◆本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレットで利用可能です
- ◆令和7年4月1日から運用開始、利用登録申請は林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において随時受付中です

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカーの作業をシステム化）

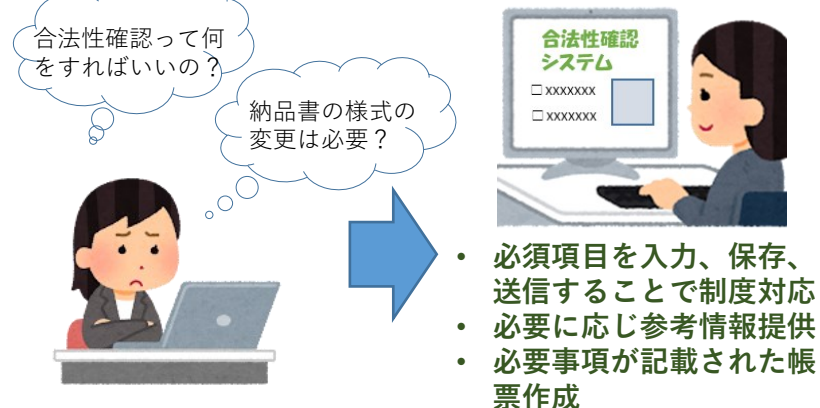
素材生産 販売事業者	木材関連事業者	
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規模以上）定期報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④その他事業者等（消費者を含む）に対する情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供
	<登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	

システムの主な機能：情報の登録、伝達、データベース、自動集計、報告書作成、帳票出力 等

記録の保存や検索が容易になります



制度への対応支援

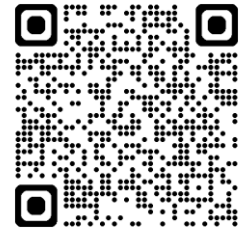


- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
 - ・ 輸入材の合法性確認に活用できる諸外国の情報は[こちら](#)
 - ・ クリーンウッド法のQ&Aは[こちら](#)
 - ・ 過去の説明会の資料、映像は[こちら](#)

- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>



クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

クリーンウッド・ナビ

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載。
- クリーンウッド法についての建築・建設に関するご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口（全体）】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>

【運用説明資料（R7.3版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について】※本資料のマーク等がない元のバージョン

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/brochure-r7-01.pdf>

（関連資料一式はこちら）<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/brochure.html#kanren>

【建築・建設に関するご質問・ご相談窓口】

hqt-cleanwood@gxb.mlit.go.jp



クリーンウッド・ナビ
お問い合わせ窓口

建築・建設事業者の皆様にご参照いただきたい資料（クリーンウッド・ナビ内）

- 建築・建設事業者（第2種事業者に該当）の皆様にご参照いただきたい掲載情報は以下の通り。

【本資料の掲載場所】

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

【改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律についての省令の全体像】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-r7-17.pdf>

【木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-r7-30.pdf>